

中津市公式キャラクター「くろかんくん」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中津市が、権利を保有するキャラクター「くろかんくん」(以下、「キャラクター」という。)を広く使用することにより、同市のPR促進を図るとともに、観光資源および特産品等を普及宣伝する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(使用承認の申請等)

第2条 キャラクターを使用する者は、あらかじめ使用承認申請書(様式第5号改)に必要な書類を添付して、中津市に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第3条 中津市は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 中津市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) その他、中津市がキャラクターの使用について不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、使用承認書(様式第6号改)をもって行うものとする。

(使用許可期間)

第4条 キャラクターの使用許可の期間は、使用を許可した日から申告日までとする。但し、使用形態等により中津市が、それ以前の使用期限を付する場合がある。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、中津市の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色(表示色又は単色)、形等を正しく使用し、デザインを著しく改変しないこと。
- (4) 原則として、キャラクターを使用する物品等には「くろかんくん」との表記を付すること。
- (5) 申請時に使用する物件の見本を提出すること。ただし、現物での提出が困

難なものについては、写真や図画等確認できるものを提出すること。

- (6) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、使用内容変更申請書（様式第7号改）を中津市に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、使用（変更）承認書（様式第6号改）をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 中津市は、キャラクターの使用がこの規程および承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、使用承認取消書（様式第8号改）をもって行う。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、中津市は、その責めを負わない。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、その使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、中津市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、中津市が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年6月12日より施行する。
- 2 この規定は、平成27年4月1日より施行する。